

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	カメルーン／全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

カメルーンは南部を中心に豊富な降雨量に恵まれており、農業分野の就業人口は全体の約 60%、農業は GDP の約 20%を占める基幹産業である一方、生産性が低く、食料の 25%を輸入に依存している（世銀 2016 年）。カメルーン政府は 2035 年までの新興国入りを目指す「Vision2035」、「国家開発戦略 2020-2030（SND30）」を作成し、農業農村開発分野においてはその近代化、生産性向上、雇用創出、これらを通じた農村地域の生活レベル向上及び貧困削減を目指している。キャッサバは自給作物の中でも全 10 州のうち 8 州と広範囲で栽培されており、貧困土壌でも栽培が可能、栽培技術が比較的容易、乾燥に強く気候変動の影響を受けにくい等の理由で、特に脆弱層にとっての食料安全保障の要となる作物である。また、キャッサバはソルガムやジャガイモ等と並ぶ自給かつ国内及び域内流通作物として、換金作物と並ぶ重要作物に位置づけられている。

国家農業投資計画（SDSR/PNIA 2020-2030）によると、2019 年のキャッサバの生産量は 535 万トン、生産性は 16t/ha、2030 年の目標は生産量 1,000 万トン・生産性 20t/ha であり、生産量のみならず生産性の改善が目標となっている。未

だに生産者の多くは 10t/ha 程度の収量の低い在来種を使っている上、病害虫対策や土壌管理の知識も乏しいために生産性の低いキャッサバ栽培が続いている。更に販売においては、偶然通りかかった商人や個人による買付に期待するところが多く、安定した販路を持っていない状況にある。

係る状況の中、国立農業開発研究所（IRAD）は、熱帯農業研究所機関（IITA）と共同で開発した改良品種（在来種よりも収量が多い、病害虫に強い、収穫までの期間が短い、栄養価が高い等）の普及を実施している。また、京都大学と実施した SATREPS「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理：地球規模課題と地域住民ニーズとの結合（FOSAS）」（2011～2016年）では、対象サイトである東部州アンドン村において、改良品種の導入や土壌管理、加工等についての多くの科学的知見を得て、生産性と収入向上が確認されている。この成果を基盤に、商業化を通じた生産者の収入向上を目指した草の根技術協力「東部州における小規模農家を対象としたキャッサバ商業化支援事業」（2016～2022年）では、首都ヤウンデの市場との定期的な取引が軌道に乗りつつあることから、IRAD はこれらの成果をより広範囲の生産者に対して活用、普及したいと考えている。

しかしながら、改良新種の配布や栽培のための技術指導を広く展開するためには、IRAD 自身の種苗生産能力や普及に携わる農業技術者の栽培技術、農家に対する指導力の強化が必要である。また、これまでカメルーンでは主に組合の設立を目標にするなどの農家の組織化を前提とした取り組みや、トップダウンでの大規模生産・加工の取り組みが行われてきたが、必ずしも十分な成果に結びついておらず、小規模生産農家のキャッサバによる収入向上を図るにあたっては、新たな視点のアプローチが必要とされている。そのような中、上記草の根技術協力事業で行っている「販売ネットワークを形成し、売るために作る」という取り組みが軌道に乗りつつあることから、IRAD はこうした JICA の「市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ」の導入に関心を示し、より広範囲で市場志向型のキャッサバ生産・販売に取り組み、小規模農家の収入向上を図りたいと考え、本要請に至った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

また、本基本計画策定調査においては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行う。さらに、JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）適応策pp.1～39の「気候リスク評価の実施」及びpp.42～44の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参考に、本事業の適応策としての可能性についても調査する。本業務従事者は、これら調査に係る事前の情報収集・資料作成にも協力しながら、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022年3月上旬～2022年3月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。これらを踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針案を検討する。
- ② カメルーン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文あるいは仏文）を作成する。他の調査団員と議論の上、作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。なお、質問票はJICAを通じ、事前に先方関係機関へ送付することを想定している。
- ③ 評価6項目の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案（いずれも和文及び英文もしくはは仏文）を検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。
- ⑤ 対処方針（案）、気候変動に係るリスク管理チェックリスト（案）（いずれも和文）の作成に協力する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2022年3月下旬～4月中旬）

- ① JICAカメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ② カメルーン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度

- ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（IFAD、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) 環境社会配慮に係る情報
 - カ) ジェンダーに関する情報
 - ジェンダーの視点に基づいた調査を行い、具体的な課題が明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。
 - ・ プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定、設定する。
 - ・ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
 - ・ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
 - キ) 気候変動に関する情報
 - JICA気候変動対策支援ツールを参考に、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、暴露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文あるいは仏文）及びM/M（案）（英文あるいは仏文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表案の作成に協力する。
 - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAカメルーン事務所等に報告する。

- (3) 帰国後整理期間（2022年4月下旬～5月上旬）
- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ④ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ⑤ 担当分野にかかる基本計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書
- 2022年5月6日(金)までに提出。
- 次の①～②を電子データにて提出すること。
- ① 事業事前評価表（案）（和文）
 - ② 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）（面談録含む）

9. 見積書作成に係る留意点

「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
- 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
- 航空経路は、日本⇒パリ⇒カメルーン⇒パリ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
- 現地業務期間は2022年3月下旬から4月中旬の間で21日程度を予定しており、具体的な日程は追って決定します。なお、現時点でカメルーン入国時に2週間の隔離が必要です（2週目からはJICA事務所内での活動は可能）。隔離期間中に遠隔で現地業務を行う可能性があります。

本業務従事者は、JICA の調査団員と同時期に渡航することを予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 栽培技術 (JICA)
- ウ) 協力企画／環境社会配慮 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA カメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：必要に応じて、英語⇄仏語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：事務所内の執務スペースの提供は行っていません。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループにて配付します。配付希望の方は、担当部署アドレス (edga2@jica. go. jp) 宛にメールをお送りください。
 - ・要請書
 - ・SATREPS「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理：地球規模課題と地域住民ニーズとの結合 (FOSAS)」事業完了報告書
 - ・草の根技術協力「東部州における小規模農家を対象としたキャッサバ商業化支援事業」に係る各種報告書等
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・FOSASに係る各種報告書
(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000646/index.html>)
 - ・気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation)

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

・ジェンダー関連

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上